

郵政民営化委員会（第１０回）議事要旨

日時：平成１８年１０月４日（水） １０：００ ～ １３：００

場所：虎ノ門第１０森ビル５階 郵政民営化委員会会議室

（委員５名のうち、４名出席。大田委員欠席）

○ 郵便保険会社の新規業務に関する調査審議として、生命保険関係者から意見聴取を行った。

○ まず、生命保険協会から資料１に沿って、

- ・ 公正な競争条件の確保が前提であり、そのためには、政府出資・関与の解消、政府保証の残る旧契約の適切な管理等のための新・旧契約の区分経理・ディスクロージャー、旧契約の個人情報の流用等の防止措置が必要。
- ・ 契約者保護の観点から、査定・引受・支払態勢、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢など、適切な業務運営態勢を整備すべき。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 業務範囲も変わらず、事業規模が縮小していく事業体のＩＰＯ（新規株式公開）の可能性
- ・ 政府保証がないことを消費者に正しく認識してもらう方法
- ・ 個人情報の流用と、個人情報保護法や保険業法等の法令遵守や法令に基づく監督の関係等に関して質疑があった。

○ 次に、全国共済農業共同組合連合会から資料２に沿って、

- ・ 完全民営化までの間は、保険金額の引受限度緩和や、第三分野商品等の新商品の開発などの業務拡大は認めるべきでない。
- ・ 郵便保険会社以外の事業者の郵便局ネットワークの利用については、一部の事業者に限定されることのないようにすべき。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 郵便局ネットワークと全国共済農業共同組合連合会との間の連携の可能性等に関する質疑があった。

○ 続いて、欧州ビジネス協会から資料３に沿って、

- ・ 郵便保険会社については、保険業法の遵守、金融庁による包括的な監督、保険契約者保護機構への資金拠出など、民間セクターの生命保険会社と同一の規制等を適用すべき。
- ・ 民営化後の競争市場環境を確保するため、すべての販売チャネルへの自由・公平なアクセスの確保、

郵政事業の明確な分離と各事業間の内部補助の防止、民営化以前に締結された保険契約からの収入源を郵便保険会社が利用することに対するセーフガード措置の導入が必要。

- ・ 2017年に向けて、コンプライアンス、郵便局ネットワークへの公平なアクセス、「暗黙の政府保証」の払拭の観点も含めた、明確なマイルストーンを設定すべき。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 「暗黙の政府保証」に関して、政府の株式保有と消費者の認識の関係等に関する質疑があった。

○ 最後に、在日米国商工会議所から資料4-1、資料4-2に沿って、

- ・ OECD、IMF、世界銀行等が提唱する国営企業民営化のベストプラクティスを適用し、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」のもと要請されている内国民待遇を講じ、他の保険会社とのイコールフットイングを実現すべき。
- ・ 「暗黙の政府保証」をなくすため、国は合理的な水準まで株式を処分すべき。
- ・ 郵便保険会社とその他の民間保険会社とで平等な税制を実現すべき。
- ・ まずは、郵便局ネットワークへのアクセス解放を行うべき。それにより、郵便局会社が民間の生命保険会社から代理店業務を受託するようにすべき。
- ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、民間保険会社と同等の会計・監査基準を適用するとともに、ディスクロージャー等を通じて、取引の透明性を確実にすべき。
- ・ 業務拡大や、郵便局会社による民間保険会社の選定等に際して、評価基準・選定基準等をパブリックコメントに付すなど透明性を確保したプロセスを実現すべき。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 「暗黙の政府保証」と政府による株式所有の関係
 - ・ 郵便局における郵便保険会社と民間保険会社の双方のサービスの取扱いと保険の優劣関係
- 等に関する質疑があったほか、完全民営化を行い資源配分の歪みを是正するという全体の方向性と、その過程におけるアドホックな対応とは分けて考えるべきという意見が出された。

○ 次回委員会の開催日程については、別途事務局から連絡することとした。

（注）以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。